

# こみゆにていぷらざ八潮2階「協働推進施設」 活動拠点室募集の手引き

## 1. 設置目的

品川区内で社会貢献活動やその他公益活動を行っている非営利団体に、活動拠点となる事務室機能を備えた部屋を提供することによって、区民による区民のための多様な公益活動の活性化を目指します。

## 2. 申請できる団体

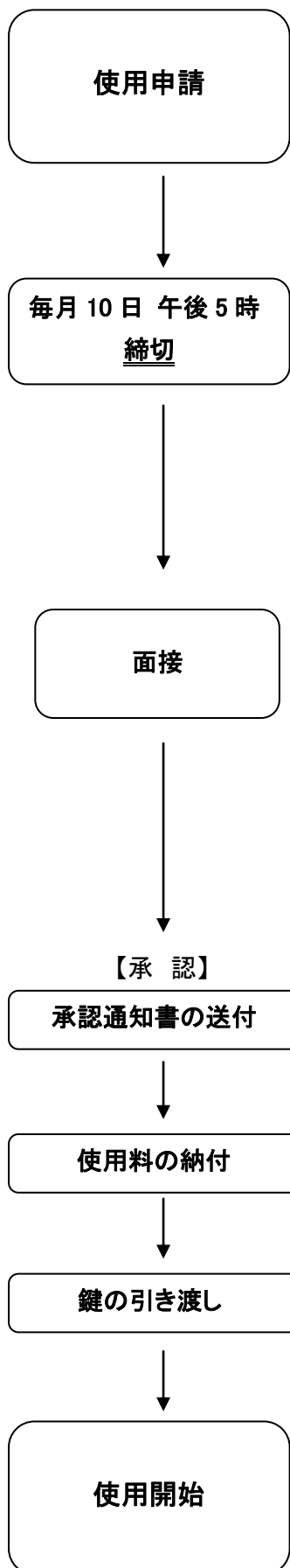
申請資格は、品川区内において公益活動に寄与する非営利団体（ボランティア団体、NPO法人等）であって、次の要件を全て満たす団体とします。

※公益活動とは、非営利であって不特定多数の区民の利益となることを目的とした活動をいいます。

### 【申請資格要件】

- (1) 3人以上で構成されている非営利団体であること。
- (2) 団体構成員相互の利益を図ることを目的とする団体（趣味サークル）ではないこと。
- (3) 団体の運営に関する規則（定款、規約、会則等）が定められており、かつ、会計処理が適正に行われていること。
- (4) 活動拠点室において使用料を支払う財政力があること。
- (5) 品川区の地域課題解決のための活動を行っていること。
- (6) 将来の目標および活動計画が明確で、自立を目指していること。
- (7) 国、都、区等の補助金を使用料に充当していないこと。
- (8) 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。
- (9) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (11) 協働推進施設の運営に協力できること。（毎月第三金曜日午前10時から運営会議を開催）

### 3. 使用までの流れ



・「4. 使用申請にあたって提出していただく書類」を地域活動課窓口に直接ご持参ください。

・使用申請書は窓口で配布しています。また、区ホームページからダウンロードもできます。

・空き状況は窓口もしくは電話でお問い合わせください。

・前回の締切後から今回の締切までに申請のあった団体を審査します。

・10日が土・日・祝日の場合は、翌平日を締切日とします。

・後日、面接審査を行い、使用の可否を決定します。

【不承認】

不承認通知書の送付

【承認】

承認通知書の送付

使用料の納付

鍵の引き渡し

使用開始

・使用開始日は原則として締切日の属する月の翌月1日から  
(例:8月10日締切の申請については9月1日から使用開始)

## 4. 使用申請にあたって提出していただく書類

申請にあたって提出していただく書類は以下の通りです。

提出書類	
①	活動拠点室使用申請書 【第2号様式】
②	申請団体の運営に関して記載したもの（設立趣意書、定款、会則等） 【様式任意】
③	会員または役員名簿 【様式任意】
④	現年度の年間活動計画書および収支予算書 【様式任意】
⑤	前年度の年間活動実績報告書および収支決算書 【様式任意】
⑥	活動実績が分かる資料（チラシ、パンフレット、機関紙等） 【様式任意】
⑦	「活動拠点室の使用を申請すること」を団体として承認する理事会等の議事録またはこれに類するもの 【様式任意】

## 5. 審査基準

以下の審査基準に基づいて、審査します。

### <審査基準の視点>

- (1)品川区民を対象とした公益サービスを展開しているか。
- (2)活動拠点室を使用することにより、団体の発展が見込めるか。
- (3)活動拠点室を使用することにより品川区の地域サービスの充実が図れるか。
- (4)使用料を支払う財政力があり、活動の継続性があるか。
- (5)協働推進室の運営協力に期待できるか。

## 6. その他留意事項

- ・申請していただいた申請書類は返却しません。
- ・申請の内容は、審査・選定のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・使用決定後、「品川区立区民活動交流施設条例」等に違反する事実等があった場合には、使用承認を取り消すことがあります。
- ・申請した使用期間や希望した活動拠点室の種類について、条件付きで使用承認する場合があります。その場合、申請団体には事前に協議します。
- ・大規模改修等で長期にわたり使用不可になることや、活動拠点室の貸し出し自体を中止する場合があります。

## 7. 活動拠点室概要

(1)所在地 こみゆにていふらぎ八潮（区民活動交流施設） 2階  
品川区八潮5丁目9番11号

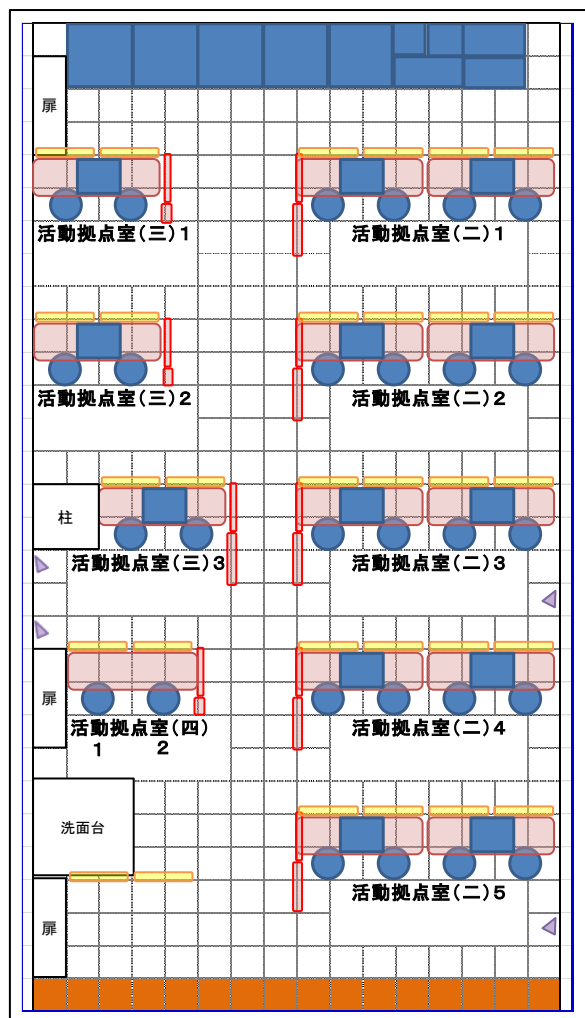
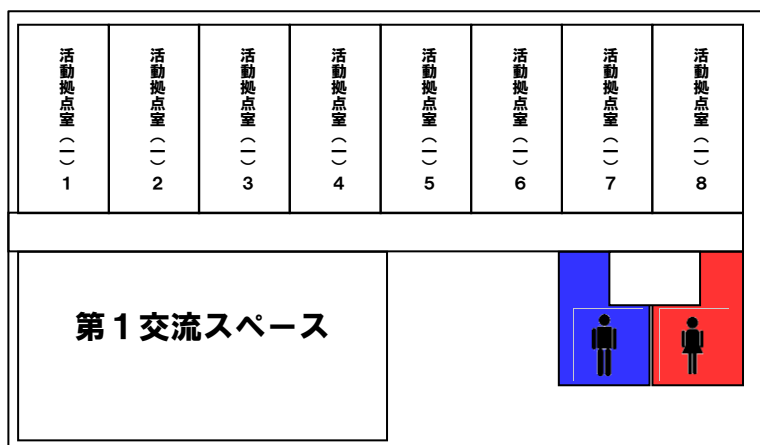
(2)活動拠点室の種類

名称	活動拠点室（一）	活動拠点室（二）	活動拠点室（三）	活動拠点室（四）
形態	半個室	4人用ブース	2人用ブース	1人用ブース
設置数	8ブース	5ブース	3ブース	2ブース
広さ	約30㎡	約10㎡	約5㎡	約2.5㎡
備品	机・椅子・扇風機 メールボックス	机・椅子・ロッカー 鍵付キャビネット	机・椅子・ロッカー 鍵付キャビネット	机・椅子・ロッカー
空調	※全館空調のみ	個別空調	個別空調	個別空調
月額	10,000円	6,000円	3,000円	1,500円

※空調運転については、施設の判断となります

## 8. 活動拠点室見取り図

※空き状況については、  
地域活動課窓口（第二庁舎6階）  
もしくはお電話（03-5742-6693）で  
お問い合わせください。



## 9. 使用料の納付

使用料は区が発行する納付書に基づいて、前月の末日までに支払っていただきます。

## 10. 使用の条件

- (1)使用できる時間は、開館日の午前9時から午後9時30分までになります。  
毎月第2火曜日および年末年始(12/29～1/3)はこみゆにていぷらぎ八潮の休館日となり、活動拠点室の利用ができません。
- (2)こみゆにていぷらぎ八潮は災害時における避難場所になるため、災害時には活動拠点室を開放するとともに施設運営者の指示に従っていただきます。
- (3)電話およびFAX、インターネットなどの接続は、施設管理者に承諾を得た上、ご自身で回線工事を行い、かかる費用の全額は団体負担となります。
- (4)活動拠点室の備品はP.4「7(2)表」のとおりです。その他必要な事務用品は使用団体で揃えていただきます。
- (5)こみゆにていぷらぎ八潮に専用の駐車スペースはありません。
- (6)協働推進室の運営に協力していただきます。  
(毎月第三金曜日午前10時からの協働推進室運営会議への出席等)

## 11. 使用期間

活動拠点室の使用期間は、原則として3年以内です。

ただし、区長が特に必要があると認める場合は、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで更新ができます。その場合、使用期間満了の2ヶ月前までに区に申請していただきます。

## 12. 使用承認の取消し

- (1)不正行為により使用の承認を受けたとき。
- (2)施設等を故意または重大な過失により損傷したとき。
- (3)使用の目的または条例に違反したとき。
- (4)「品川区立区民活動交流施設条例」または区長の指示した事項に違反したとき。
- (5)その他区長が必要と認めるとき。

## 13. 原状回復

活動拠点室を退去する場合は明け渡しの日までに原状回復していただきます。なお、回復にかかる費用は、活動拠点室を使用する団体の負担となります。

## 14. 現地見学（要予約）について

現地をご覧になりたい方は、協働推進支援員による現地見学を行います。  
事前予約制ですので、見学希望の団体は下記問い合わせ先までご連絡ください。

### <現地見学会>

（日時）毎週木曜日 午後1時～4時で30分程度

（場所）こみゆにていぷらざ八潮2階（品川区八潮5丁目9番11号）

協働推進室「第1交流スペース」

（アクセス）

#### ◆都営バス

品川駅（品9 1系統）・大井町駅（井9 2系統）  
より「八潮南」下車徒歩1分

#### ◆東急バス

大森駅（森2 2系統）より「大井消防署八潮  
出張所前」下車徒歩1分

#### ◆東京モノレール

「大井競馬場前駅」下車徒歩1 2分



### 申請書提出先、お問合せ先

月～金曜日 8:30～17:00 ※祝日を除く

品川区地域振興部地域活動課 協働推進係：菊田、井上

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話：03-5742-6693（直通）

FAX：03-5742-6878